

農業委員会 だより

発行 / 浅口市農業委員会

2019
令和元年12月1日発行
第7号



平素より浅口市農業委員会の活動に対し、格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

後継者不足等による遊休農地の拡大、鳥獣による農作物被害、TPP11の発効や日米貿易協定の合意による自由貿易の拡大への対応等、農業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況が続いております。また、昨年の豪雨による風水害、今年も打って変わり空梅雨といった不安定な天候となり、農業者の皆様には農作物の管理にも苦慮されたのではないかと拝察いたします。

さて、当委員会も新体制に移行し一年が経過しました。担い手への農地の集積、新規就農の促進、遊休農地の発生予防等、農業者の代表、また良き相談役として、地域農業の振興にこれからも鋭意取り組んでまいります。

そのような中、農地バンク法が改正され、五年後、十年後を見据えた地域農業の方向性を定めた「実質化した人・農地プラン」を策定することになりました。

先般、人・農地プランの策定に向けた推進チーム会議が開催され、モデル地区として金光町の八重地区が選定されました。今後、当地区において農地の利用状況の現地確認、農地所有者の営農に関する意向調査等を行い、これらの情報を基礎資料とし、地域での話し合いを通じて策定していく予定です。

当委員会といたしましても、現在のことだけでなく、将来のことも考えて活動していくことの重要性をこの度の人・農地プランの策定にあたり再認識いたしました。しかし、農業・農地を守り、発展させるには農業委員会だけでは成し得ません。今後ともご支援・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。（表紙の写真は推進チーム会議の様子です。）

会長あいさつ

浅口市農業委員会 会長

山下 康朗



農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。

全国農業 新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊 月4回金曜日発行
月700円 年8,400円(税込)

購読の申込みは、お住まいの市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。

発行所
一般社団法人
全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2F
☎ 03-6910-1130
☎ 03-3261-5132
✉ gyoumu@nca.or.jp
http://www.nca.or.jp/shinbun

全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。

1 特長のある週刊新聞 解説に力点を置いた企画編集とニュース報道

2 時代に鋭く斬り込む 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに

3 経営に役立つ 知っておきたい経営・流通情報と経営マインド

4 喜びや悩みを共感できる 読者の心に訴え、ともに考える

5 読みやすく親しみやすい 老若男女が楽しむ読める

農業者年金で安心できる老後を

国民年金(40年納付)だけでは、夫婦2人の生活費を月額約23万円とした場合、1月あたり約10万円不足します。
メリットがたくさんある農業者年金に加入して、安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金の特徴

- ①終身年金で80歳までの保証
年金は生涯支給。加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずの金額を死亡一時金として支給。
- ②税制上の優遇措置
支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象。(支払った保険料の15%~30%程度の節税)
- ③保険料の額は自由に決定
保険料の額、月2万円から6万7千円の範囲で、千円単位で決定。(随時金額の変更可)
- ④少子高齢化に強い年金。
自ら積み立てた保険料とその運用益で受け取る年金額が決まる積立方式年金。

次の3つの要件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。

- 年間60日以上 農業従事
- 国民年金1号 被保険者
- 60歳未満



農地の転用には許可が必要です

農地を農地以外のものにする（農地転用といいます）ときは農地法の規定による許可（市街化区域の農地は届出）が必要です。遊休化している農地も含めすべての農地が対象です。一時的な転用の場合も同様です。

【手続きの流れ】

- 申請地の地番を確認し、農業委員会事務局にご相談ください。
- 締切日は毎月20日（閉庁日の場合は直前の開庁日）です。
- 締切日の翌月の農業委員会（15日頃）で審議します。
- 承認されましたら許可書を発行します。ただし、転用面積が30aを超える案件は岡山県の諮問会議の承認を経てからになります。

【留意事項】

- 申請地が相続未登記の場合は、先に相続登記をお願いします。
- 申請地が小作地の場合は、先に賃貸借解約の手続きをお願いします。
- 事業計画において分筆（合筆）を伴う場合は、先に分筆（合筆）登記をお願いします。
- 共有名義、抵当権等の他の権利者がある場合は、その方の同意が必要です。

【罰則規定】

許可を受けずにした転用は農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令が出ることがあります。また、これに従わないときは、罰則（3年以下の懲役または300万円以下の罰金）が科される場合があります。

農地の適正な管理をお願いします



近年、農業者の高齢化や後継者不足等により遊休農地が増加しています。遊休農地は、病害虫・有害鳥獣の温床となり周辺の営農環境・生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、ゴミの不法投棄を誘発したり、道路上の視界を遮断する原因となったりすることもあります。農地の所有者・権利者は、作付けを行わない農地であっても耕起や草刈り等を行い遊休農地にならないよう適正な管理をお願いします。

相続登記はお済でしょうか

相続未登記の不動産は、災害復旧の遅延や空き家問題等の原因となり大きな社会問題となっています（農地の場合は、売買・貸借・転用等の許可申請の際に相続人を確定しておく必要があります）。もし、相続未登記の不動産があれば、お正月などご家族・ご親戚が集まる機会に相続についてお話しされてはいかがでしょうか。

浅口市農業委員会事務局 電話：0865-44-9012

農業委員

 佐藤 和博 (会長代理) 鴨方 鴨方、深田 44-8594	 古川 秀昭 金光 大谷 42-3395	 友田 陽勝 金光 佐方、須恵 42-2666	 大橋 浩治 金光 占見新田西部、 占見、地頭下 42-5176	 問田 一男 金光 上竹、下竹、 八重、占見新田東部 42-2379
 渡邊 豊 鴨方 六条院中東部、 六条院東 44-4409	 山下 康朗 (会長) 鴨方 六条院西、鳩ヶ丘、 六条院中西部 44-5728	 虫明 伸吾 鴨方 小坂西、みどりヶ丘 44-8258	 虫明 祝典 鴨方 小坂東 44-6346	 西本 健次 鴨方 本庄、益坂、地頭上 44-6824
 安田 文彦 金光 地頭下 42-3257	 鍋谷 恒久 金光 占見新田、占見 42-2458	 原田 恒明 金光 上竹、下竹、八重 42-3267	 岡田 直樹 中立委員 086-226-1919	 欠員 後任 募集中 寄島 全域
 横山 栄治 鴨方 小坂東 44-5292	 田淵 義正 鴨方 本庄、益坂、地頭上 44-4118	 吉川 孝之 鴨方 鴨方、深田 44-1318	 菰口 清司 金光 須恵、大谷 42-2888	 友田 一美 金光 佐方 42-3531
 大島 明敏 寄島 早崎、宮通、山根、大浦、尾崎、片本、 鏡、青佐、柴木、中新開、寄島新開 54-3529	 高淵 末孝 寄島 東安倉、中安倉、 西安倉、国頭、三郎 54-2912	 山下 眞治 鴨方 六条院中東部、 六条院東 44-1133	 高井 基次 鴨方 六条院西、鳩ヶ丘、 六条院中西部 44-8731	 西山 富雄 鴨方 小坂西、みどりヶ丘 44-3404

農地利用最適化推進委員